

審査の結果の要旨

日本の宗教史において陰陽道がどのような歴史的変遷をたどったかについては、学問的な共通理解が形成されるに至っていない。陰陽道研究は平安時代を中心に進められ、中世以降の研究は乏しく、長期にわたる展開を通覧するような業績はなかった。林淳氏の「近世陰陽道組織の研究」はこの研究状況を踏まえ（一章）、16世紀から19世紀、すなわち近世の陰陽道の全体について、主として組織の面から明快な見通しを与えようとした業績である。室町幕府と異なり江戸幕府による陰陽道政策の特徴は、幕府自身が陰陽道の知識、儀礼、実践を採用するのではなく、土御門家を通してある種の宗教者に「陰陽師」の身分・職分を付与し、宗教者・芸能者等の統制の一助とするところにあった。林氏はまず、陰陽道を司る家が土御門家に集約されていく過程をたどり、土御門家に陰陽師の配下支配を認めた天和3年（1683年）の將軍綱吉の朱印状が画期となることを示す。近世陰陽道の成立は、従来霊元天皇の綸旨の權威に基づくとされてきたが、本論文は朱印状の權威と寺社奉行の諸宗教者改めを重視している。これによって土御門家は、江戸幕府の權威を後ろ盾に配下に免許を付与することとなり、陰陽師の身分・職分が確立した（二章）。その後土御門家による宗教者・芸能者等の組織化がどのように進められていったのかを林氏は丁寧に描き出す。先行研究を踏まえつつ新たな資料を掘り起こしながら、氏は土御門家配下の陰陽師集団の拡充を跡づけていく。吉田家の神職支配の展開を背景として押さえながら、神事舞太夫組織や修験との争論、三河・尾張の万歳師の配下への組み込み、武蔵・相模・但馬などの土御門家配下の陰陽師の相互連携などを資料に即して描き出し、林氏は江戸時代の土御門家配下の陰陽師集団の輪郭の描出を進める。とりわけ、土御門家は占考を陰陽師の特権と主張し、他の宗教者に対しても土御門家の免許を受けるべきだという兼職の論理を強制しようとしたことが強調されている。林氏は、従来の個別研究で示されてきた仮説を逐一検証し、それらに修正を加えていく。（三～五、八章）

土御門家は曆の編纂の権限をもち、曆師の統制も行っていたが、この機能がどのように変化していったかについても、林氏は独自の見通しを提示しようとしている。17世紀末に貞享曆が編纂されて以降、曆注の陰陽道的要素が強められていく。林氏は渋川春海と保科正之との間に親交があったことを示し、儒家神道の潮流が近世陰陽道の形成に寄与したことを傍証している。陰陽道の日常的実践については、武蔵中藤村の陰陽師、指田藤詮の日記の検討によって精細に描き出されている。近世陰陽道の解体についても林氏は独自の理解を提示する。明治3年の天社神道廃止の指令によって陰陽師身分は廃棄されるが、従来それは文明開化に伴う「淫祠邪教」排斥の思潮によるものとして説明されてきた。しかし、林氏はむしろ身分制廃止による權威の消滅が主要な要因だという。天社神道廃止後の陰陽師のゆくえについても、独自の展望が示されている（五章三節、六～九章）。

本論文は近世陰陽道の形成から解体に至る過程の全体を見渡そうとした研究であり、近世陰陽道の宗教史的叙述として、これまでの研究の水準を大きく超えている。地域の資料の精密な検討を基礎として陰陽師の実像に迫ることに成功しているとともに、それを幕府の宗教者・芸能者統制政策や地域に根ざした神道的な潮流の興隆という長期的な宗教史的文脈に関連づけようとしており、近世宗教史の解明に対する大きな貢献である。しかし、林氏は氏の研究成果がはらんでいる宗教史解釈の広い理論的意義を十分に論じてはいない。このため、個々の論点の宗教史的意義が必ずしも明確に示されておらず、読者に委ねられてしまっている箇所が残されている。とはいえ、近世陰陽道研究は今後、この林氏の論文を基礎として展開することとなるであろうし、今後の近世宗教史研究は近世陰陽道研究の成果を組み込むことを避けることはできなくなるだろう。以上の理由により、審査委員会は本論文が博士（文学）の学位を授与するにふさわしい業績であると判断する。